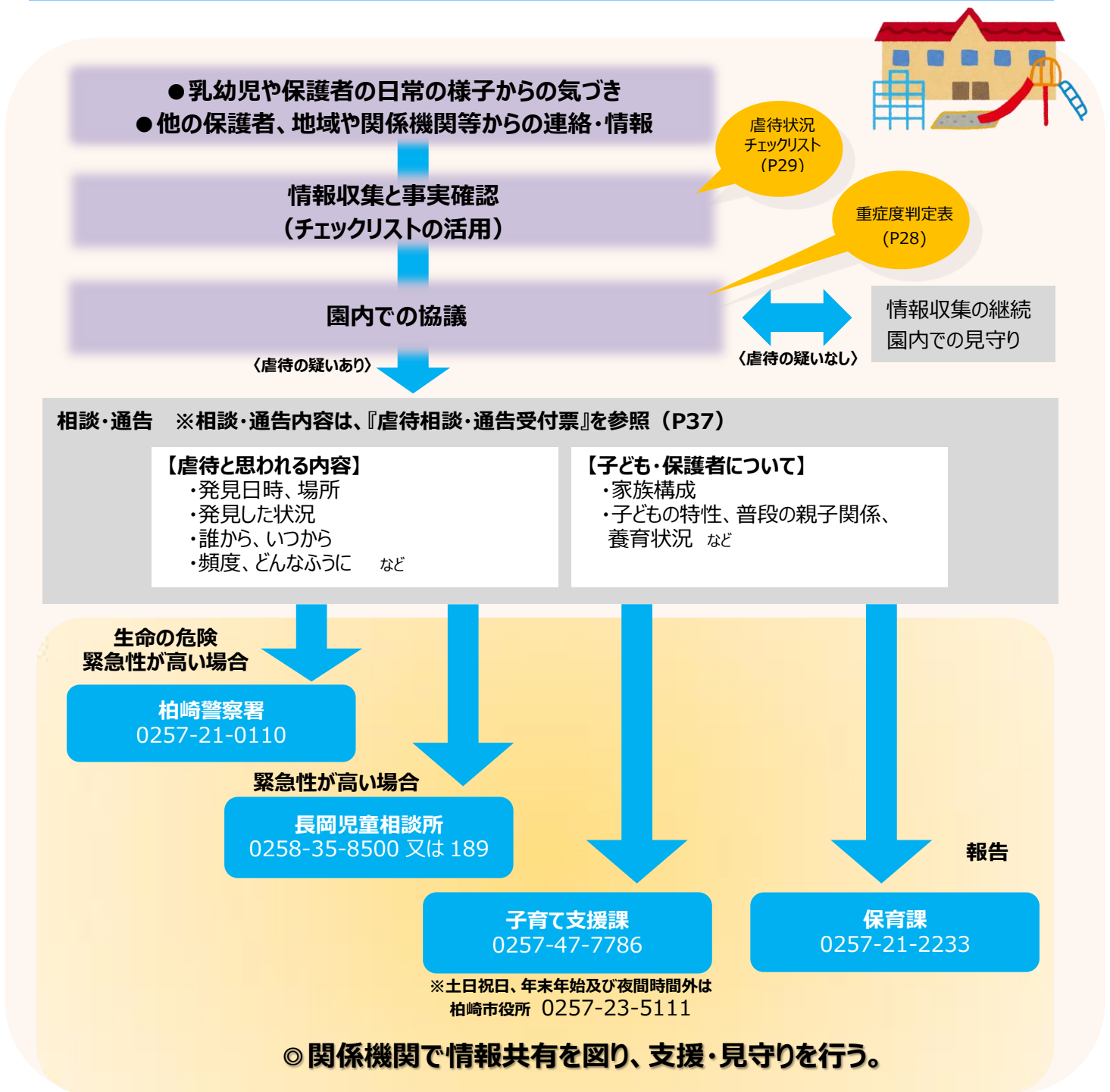


(2) 関係機関別子ども虐待対応・支援フローチャート及び役割と対応のポイント

保育園・幼稚園 ～ 発見から相談・通告まで ～



◎ 緊急性が高い場合

子どもの生命に危険があるなど、緊急性が高い場合は、直ちに警察署又は児童相談所へ連絡してください。

〈緊急性が高い場合の例〉

- 身体的外傷、出血、骨折など障がいが残る恐れや生命の危険がある。
- 子どもへの激しい暴力を確認した。
- 極端な栄養障害や慢性の脱水症状がある。
- 性的虐待が強く疑われる。
- 家の中から、異様な泣き声や悲鳴などが聞こえる。
- 遺棄・置き去り児を発見した。(道路や危険な場所に幼児が一人でのいるなど)

責任と役割

保育園等は、児童福祉法に児童福祉施設に位置づけられ、児童虐待の防止等に関する法律の第5条で、児童虐待の早期発見等として、「児童福祉施設職員は児童虐待の早期発見に努めなければならない」と努力義務が課せられています。保育園等の職員としては見て見ぬふりは決してできないのです。保育園等はこどもに毎日、長時間、複数の職員が関わるので、虐待やその兆しを発見しやすい場に立っているという自覚が必要です。また、通園時などの保護者との関わりから虐待の早期発見や解決につなげることが出来ます。

初期対応のポイント

●園長に報告

日常の様子からの気づきや地域・関係機関からの連絡・情報により、虐待が疑われる場合や心配なときは、ひとりで抱え込まず、早期に報告します。

●情報収集と事実確認

「虐待では？」と気づいたら、家庭状況の調査や、他の職員からも気づいたことを聞き取る等、できるだけ多くの情報を集めます。また、子どもの身体状況、言動、保護者の態度など、具体的に観察し記録をとります。あざや傷などがある場合にはできる限り写真に残すようにします。

その際、子どもが観察されているという気持ちや不安を抱くことのないように配慮することが大切です。

●園内で協議、相談・通告

○組織的対応

虐待が疑われた場合には、園長を中心に対応します。虐待を疑った経緯や緊急性、役割分担、園としての判断や方針を協議します。

○相談・通告

虐待の可能性があると判断した場合は、重症度に応じて通告先に通告（相談）します。同時に保育課（保育園・幼稚園の所管課）にも連絡します。緊急を要する場合は、警察または児童相談所に通告します。

援助のポイント

●園内の情報共有

関係機関と連携をとりながら、全職員で共通の認識をもって今後の援助や役割について検討します。

●子どもへの援助

安全を確保するため、できるだけ登園を促します。

子どもの「安心できる場」として、子どもを見守り、必要な場合は子どもへの個別的な関わりや援助を行います。

●保護者への援助

子どもの育て方に対して否定的な言動は避け、保護者に寄り添った支援をするつもりで、よく話を聴きましょう。

また、保護者が孤立しないように温かい目で見守り、育児の不安や悩み等について安心して相談できるように配慮します。